

年始のごみ収集開始日 問ごみ対策課 ☎ 0422-29-9613

年始はごみの量が増えるため、収集時間が大幅に変わることがあります。1世帯が1回に出せるごみの量は、市の指定収集袋で120ℓ分、そのほかのごみは45ℓ相当の袋で3袋までです。

◆粗大ごみ・多量ごみの申し込み

☎粗大ごみ受付センター ☎03-5715-1212 (月～土曜日午前8時～午後7時。受付は4日(木)から) ・HP <https://www2.sodai-web.jp/mitaka/> (24時間)へ

地区	ごみの種類		プラスチック類・有害ごみ	ペットボトル	空きびん・空き缶	古紙(新聞・段ボール・雑誌)・古着類
	燃やせるごみ	燃やせないごみ				
下連雀1～4丁目	4日(木)	10日(水)	9日(火)	12日(金)	5日(金)	5日(金)
下連雀5～9丁目、新川6丁目	4日(木)	10日(水)	5日(金)	9日(火)	16日(火)	9日(火)
牟礼全域	4日(木)	10日(水)	10日(水)	5日(金)	12日(金)	9日(火)
井の頭全域	5日(金)	17日(水)	10日(水)	15日(月)	8日(月・祝)	4日(木)
中原全域、新川1・4・5丁目	5日(金)	17日(水)	4日(木)	8日(月・祝)	15日(月)	8日(月・祝)
北野全域、新川2・3丁目	5日(金)	17日(水)	4日(木)	10日(水)	17日(水)	8日(月・祝)
上連雀1～5丁目	4日(木)	10日(水)	9日(火)	17日(水)	10日(水)	5日(金)
上連雀6～9丁目、野崎1丁目	4日(木)	10日(水)	5日(金)	16日(火)	9日(火)	10日(水)
井口全域、深大寺全域 野崎2・3丁目、大沢3丁目	5日(金)	17日(水)	8日(月・祝)	4日(木)	11日(木)	4日(木)
野崎4丁目、大沢1・2・4～6丁目	5日(金)	17日(水)	8日(月・祝)	11日(木)	4日(木)	10日(水)

※一部地区の「燃やせないごみ」「ペットボトル」「空きびん・空き缶」は、1月の収集日がほかの月と異なります。

市役所と市の施設は 1月4日(木)から サービスを開始します

コンビニ交付による証明書の交付サービスも1月4日から再開します。なお、戸籍の届け出(出生、死亡、婚姻など)は、市役所休日・夜間窓口で毎日受け付けます。

下記の施設は5日(金)から開始します

井口・連雀コミュニティセンター、大沢の里古民家・水車経営農家、大沢ふるさとセンター、出山横穴墓群8号墓、芸術文化センター、桜井浜江記念市民ギャラリー、太宰治文学サロン、星と森と絵本の家、三鷹市公会堂、三鷹市美術ギャラリー、みたか井心亭、山本有三記念館

※SUBARU総合スポーツセンタープールは6日(土)から(休場を延長する場合があります)。プール以外は4日から。



防災に関する計画案への意見を募集します

問①防災課 ☎0422-24-9102、②ごみ対策課 ☎0422-29-9613

①「三鷹市地域防災計画(震災編)(改定素案)」

『東京都地域防災計画震災編(令和5年修正)』などとの整合を図り、市が新たに取る施策を反映させます。



②「三鷹市災害廃棄物処理計画(仮称)(素案)」

大規模地震や集中豪雨などによって発生する災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を目的に策定します。



※計画の全文は、市ホームページまたは同課①元気創造プラザ5階、②第二庁舎2階)、相談・情報課(市役所2階)、市政窓口、市民協働センター、コミュニティセンター、市立図書館で閲覧できます。

ご意見をお寄せください

1月4日(木)～25日(木)(必着)に住所・氏名・電話番号(団体の場合は、所在地・団体名・代表者の氏名・電話番号)・意見を直接または郵送、ファクス、電子メールで①「〒181-0004新川6-37-1防災課」・FAX 0422-45-1190・✉bousai@city.mitaka.lg.jp、②「〒181-8555ごみ対策課」・FAX 0422-47-5196・✉gomi@city.mitaka.lg.jpへ

新春恒例！三鷹市消防団出初式

問 防災課 ☎0422-24-9102

消防団が日ごろの訓練の成果を披露します(荒天や校庭の状況が不良の場合は一般観覧中止)。

日 1月7日(日)午前10時～正午

所 一中校庭

申 当日会場へ



主なプログラム

- 消防ポンプ自動車などによる分列行進、消防操法演技、一斉放水演技
- 消防ポンプ自動車との写真撮影、三輪ポンプ自動車の展示など

市内パレード

消防団と三鷹消防署の消防ポンプ自動車は、午前8時20分ごろに元気創造プラザを出発し、市内を東西に分かれて一中までパレードします。

消防団員募集中！詳しくは同課へお問い合わせください。

「タッタカくん！ウォーク&ラン」アプリのポイントを「みたか地域ポイント」に交換できます

問 スポーツ推進課 ☎0422-29-9863
企画経営課 ☎0422-29-9031

1月中旬から、「タッタカポイント」500ポイントごとに「みたか地域ポイント」100ポイントと交換できるようになります。ポイントの交換には、双方のアプリのダウンロードとユーザー登録、連携が必要です。

※交換対象となるポイントや開始日については、市ホームページやアプリなどでお知らせします。

アプリの詳細やダウンロード方法など、詳しくはこちらから



タッタカくん！ウォーク&ラン



みたか地域ポイント

● 電力 ● ガス ● 食料品 ● 等 ●

価格高騰重点支援給付金 (7万円追加給付分)

問 同給付金コールセンター ☎0422-29-9617 (平日午前9時～午後5時)

対象世帯

①住民税非課税世帯

基準日(令和5年12月1日)に三鷹市で住民登録があり、世帯全員の5年度住民税均等割が非課税の世帯

●5年度に重点支援給付金(3万円)を受給した世帯

⇒手続きは不要。1月中旬に「支給のお知らせ」を送付します。

●転入者などの世帯

⇒1月下旬に確認書を送付します(同封の返信用封筒で返送)。

◆給付額 1世帯当たり7万円(1回限り。①②の重複受給は不可)

◆申請期間 1月22日(月)～4月30日(火)(消印有効)

◆給付開始時期 1月下旬以降、不備のない申請書の受理からおおむね30日後

②家計急変世帯

5年1月以降の家計が急変し、世帯員それぞれの5年1～12月の任意の1カ月の収入または所得を12倍して合計した金額が住民税非課税相当になる世帯

⇒申請書(市ホームページで入手)の提出が必要です。

※世帯の全員が、住民税を課税されているほかの親族などの扶養を受けている場合は対象外です。